

02 食品健康影響評価について

食品健康影響評価とは、食品に含まれるハザード(危害要因)の摂取(ばく露)による人の健康に対するリスク(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)を、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて、科学的に評価することです。

アレルギーを含む食品「卵」のリスク評価を行いました。

■アレルギーを含む食品(卵)に関する食品健康影響評価

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210608325>

はじめに

食物アレルギーは、毎日の食事にかかわり、特に子どもに多いアレルギー疾患であるため、子どもとその保護者、学校・保育施設の関係者、食品事業者を含め多くの方が関心をもっています。食物アレルギーをもつ人が、ある食品について「食べる」「食べない」という判断をするために、自分が食べるものの中に、自分が反応するアレルギー^{*1}が含まれるかどうかを知るとはとても重要なことです。

このため、食物アレルギーをもつ人に健康被害が発生しないよう、「食品表示法」に基づいてアレルギーを含む旨が表示(以下「食物アレルギー表示」という。)されています(図1)。現在、特定原材料^{*2}が7品目、特定原材料に準ずるものが21品目、表示の対象となっています(表1)。

この表示制度は食品安全委員会が発足する前の2001年から実施されています。2015年に「アレルギー疾患対策基本法」において食物アレルギー表示を充実させることが規定されたことなどを背景に、食品安全委員会は、2016年3月、アレルギーを含む食品を自らの判断で行う食品健康影響評価^{*3}の対象とし、食物アレルギー表示制度の妥当性について科学的な検証を行うこととしました。

■食物アレルギー表示制度の概要

食物アレルギー表示制度においては、特定原材料を含む加工食品、特定原材料由来の添加物を含む生鮮食品の一部及び特定原材料に由来する添加物について表示が求められています。

なお、食物アレルギー表示に当たっては、原材料の中の個々の特定原材料等の総タンパク含量が一定量以上(数 μg ^{*4}/g以上又は数 μg /ml以上)含まれている場合には表示が必要となります。また、「入っているかもしれない」といった可能性を表示することは禁止されています。

【加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック】(消費者庁)より作成

図1 食品のアレルギー表示例 ※赤字は、アレルギー表示

原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)／調味料(アミノ酸等)
------	--

消費者庁ウェブサイト「食物アレルギー表示に関する情報」より作成

表1 食物アレルギー表示対象食品

特定原材料 (表示義務があるもの) 7品目	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、 落花生(ピーナッツ)
特定原材料に 準ずるもの (表示が推奨されるもの) 21品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

2021年6月末現在

消費者庁ウェブサイト「食物アレルギー表示に関する情報」より作成

評価の概要

◆評価した食品

今回は、特定原材料のうち国内での患者数が多く、科学的知見が豊富と思われた「卵」について評価しました。

特定原材料の「卵」は、うずらの卵など食用の鳥の卵全般を含みますが、私たちが食べる卵の多くは鶏卵であり、また、評価のために入手できた科学的知見のほとんどが鶏卵に関するものでした。そこで、今回は鶏卵アレルギーの知見を中心に整理し、「卵」の評価を行いました。

なお、入手した科学的知見を整理・分析したところ、現段階では国内におけるヒトを対象とした知見が限られており、科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかとなりました。今後、食品健康影響評価をさらに精緻に行うためには、必要な科学的知見を継続的に集積することが重要です。